

事 務 連 絡
平成17年11月7日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

フランス産ソフト及びセミソフトタイプナチュラルチーズの取扱いについて

標記については、平成16年8月6日付け食安輸発第0806001号において、同通知に示す製造者について食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとし、平成17年度においても平成17年3月31日付け事務連絡にて通知したところです。

今般、フランスにおいて当該製造者の衛生管理の改善及び検査体制の強化が図られたことから、平成17年3月31日付け事務連絡の別添1の1 検査命令対象食品等について下記1のとおり改正することとしました。

また、当該製造者の衛生対策が有効に機能していること、及び食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、本日以降輸入される下記2の食品については、モニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしく願います。

記

1. 平成17年3月31日付け事務連絡の別添1の1 検査命令対象食品等の(18) フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ(リステリア菌)中、①を削除し、②を①とする。
2. モニタリング検査の頻度を50%に引き上げて対応するもの
 - (1) 対象食品：フランス産ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズのうち、次の製造者が製造するもの
名 称：FROMAGERIE DE LIVAROT.
所在地：42, RUE DU GENERAL LECLERC 14140 LIVAROT.
工場番号（EU番号）：14-371-01
 - (2) 検査項目：リステリア菌